

## 第89号

編集と発行

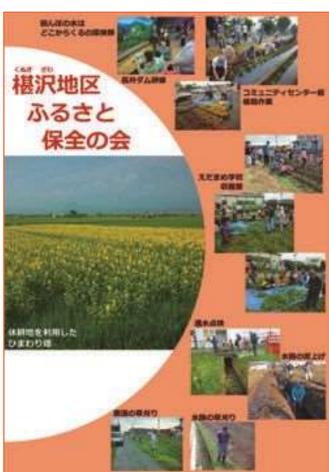


## 最上川中流土地改良区

〒990-2476 山形市飯沢62番地の2 TEL(023)645-1210(代表) FAX(023)645-2613 E-mail:yamagata@mogami-churyu.or.jp ホームページ:http://www.mogami-churyu.jp

令和4年6月発行





多面的機能支払交付金活動組織紹介パネル

### 〈主な項目内容〉

○理事長あいさつ	2	○水利調整委員及び水利について {
○第182回総代会開催 他	3	○配水計画について 他
○令和4年度予算のあらまし	4	○改良区への通知、使用料・手数料について … 1
○令和4年度賦課金について	5	○管理運営委員会と担当職員、事務局機構 … 1
○令和4年度地区除外決済金について …	6	○多面的機能支払交付金活動 他 1
○福島県沖地震による被害状況について …	7	

# 回 総 会 開 催

七十三名の出席を頂き、上程された全三十七議案が原案のとおり承第一八二回総代会が令和四年三月二十四日に開催されました。総代

理事長あいさつ】

(抜粋



理事長 広谷 五郎左エ門 ころお集まり頂き、 拶を申し上げます。 会を開催するにあたり、 総代の皆様方には、 本日ここに、第百八十二回総代

申し上げます。

衷心より

感

謝

お忙しいと

言ご挨

水に支障が無いように対処していることをご報告申し上げます。 査を始め、 影響により、 が陥没し、 最初に、三月十六日に発生した、 一六五〇㎜ 復旧に向けて国・県よりご指導をいただきながら、 当改良区管理の国営用水路である中央幹線用水路 周辺の田畑に土砂が流失しており、 が被害を受けております。 福島県沖を震源とする地 用水路の破損により道 現在、 原因の調 震 內 通 0

ため施設の資産評価を的 土地改良施設の更新を進めるため更新 借対照表の作成が義務化されました。 る運営の透明性を向上させるなどの社会的 処理の変更点について申し上げます。 さて、土地改良法の改正に伴い令和四年度より実施される会計 確に行います。 このことにより、 全国的に土地改良区におけ 費用を計 要請 画的に積 があり、 今般、 一つには み上げる 貸

責任を果たす事を目指していきます。 二つには、 く負担と給付の 地改良区運営の透明性の 面から各種賦課 除金の適正化についい向上を図り、組合 合員 いて説明 の皆

会計 これまで一般会計 毎に予算を編成し 運営して参りましたが、 玉 ·県営維持管理事業 これからは複 特別会計、

各

式簿記導入により会計の一 本化が義務付けられ

営農に向けて、山形県、山形市、 より売り渡し価格の低 本県の水稲作柄状況は十アール当たり六百二十八キロと全国 年来のコロナ禍による生活様式の変化や食生活の多様化などによ プの単収と発表されてきました。一方、 の支援策を講じておられます。 さて、 全国的に米の消費が減少しております。 近年における農業を取り巻く情勢の変化、とりわけここ 送は農家経済を直撃しております。 山辺町ご当局に於かれましては 米の過剰 令和三年度における 在庫等の影響に 新年 1 種 度

務について、 が発注する物品調達、 のバランスを考慮し是正する方向で進めております。 増加分の一部、そして維持管理費の改善については、 その目途については、(株)山形発電より配当金の受取並びに受託費 円について、凡そ十%の削減を目標にしております。 給与金について同規模改良区団体や参考としてきた地方公務員職と 向け準備を進めております。 軽減を図り、 私共、 土地改良区と致しましてもこれらの政策に呼応し、 全体的に節減意識を共有し取り組んでまいります。 農家経済の改善を図るべく令和五年度よりの 区有車・パソコン等のリース料、 経常賦課金十アール当たり五 一つに職員の退 加えて、 必要財源の 工事発注 実施に 賦 当区 課  $\bigcirc$ 

域農業施設ストックマネジメント事業、 れらの予算案を参考に当改良区としては、 よる農業・農村の 大区画化等生産基盤の強化、 一五四億円余りであり、 .対処する上でも基幹水利ストックマネジメント事業並びに、 さて、 頭首工、 四 年度の国における農業農村整備事業費は 強靱化の ポンプ場、 スマート農業の実装を可能にする水田 推進等の予算が措置されています。 ため池対策や流域治水の取組などに 用排水路などの更新及び長寿命 防災・ 近年頻発する自然災害 減災事業等を要望 五. 地 0

様方の更なるご理解とご協力を衷心よりお願いいたします。



【第182回総代会】



【意見を述べる渡邉総代】

議第三十三号 議第三十一号 議第 議第 議第 議第三十〇号 議決案件 六 五 四 三

号 号

最上川 最上川

中流土地改良区会計細則

中流土地改良区規

約

部改正につ の改正について

最上川中流土地改良区積立金に関する規定の新設について

号 号

区有財産

(不動産)

の取得について

令和三年度一般会計収支補正予算 区有財産 (不動産) の処分について 第一

令和四年度土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出に 令和三年度地区除外決済金特別会計収支補正予算 いて 第一 号

令和四年度一般会計収支予算

議第三十七号 議第三十四号 議第三十五号 令和四年度最上川 び徴収について 令和四年度最上川中流土地改良区地区除外決済金の 令和四年度預金先金融機関の指定について 令和四年度一時借入金の借入について 令和四年度賦課金の賦課基準並びに賦課金徴収につ 及び徴収について 中流土地改良区地区 加入金の基準 V 基準 額 額

## 利水豊穣春の祈願祭 (令和4年4月22日)

利水豊穣春の祈願祭は、昭和56年4月22日に初めて最上川の水が山形盆地に通水された日を記念して昭 和63年より毎年実施しており、今年で35回目を迎えます。

今年も新型コロナウイルス感染拡大を受け、規模を縮小しての開催となりました。利水豊穣碑前にて最上 川と馬見ヶ崎川の清水による「合水の儀」に始まり、「祈願拝礼の儀」を行い、今年の豊水と豊作、農作業の 安全を祈願いたしました。



【合水の儀】



【祈願拝礼の儀】

## 令和4年度収支予算のあらまし

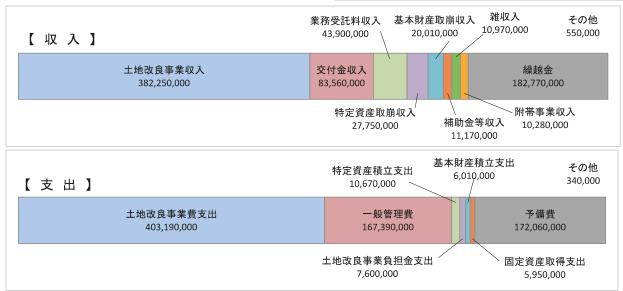
令和4年度の一般会計収支予算は、第182回総代会において議決されました。

### 収 支 予 算 773,210,000円

(単位:円)

【収入】					
科目	本年度予算額				
1. 土地改良事業収入	382,250,000				
2. 附带事業収入	10,280,000				
3. 基本財産運用収入	20,000				
4. 特定資産運用収入	300,000				
5. 補助金等収入	11,170,000				
6. 交付金収入	83,560,000				
7. 業務受託料収入	43,900,000				
8. 雑収入	10,970,000				
9. 借入金収入	20,000				
10.基本財産取崩収入	20,010,000				
11.特定資産取崩収入	27,750,000				
12. 固定資産売却収入	50,000				
13. 出資金返還収入	10,000				
14.貸出返済金収入	10,000				
15.会計内繰入金	140,000				
16. 繰越金	182,770,000				
合計	773, 210, 000				

	\ <del>-</del>   <del>-</del>   ·   3/				
【支出】					
科 目	本年度予算額				
1. 土地改良事業費支出	403,190,000				
2. 一般管理費	167,390,000				
3. 土地改良事業負担金支出	7,600,000				
4. 借入金返済支出	30,000				
5. 支払利息	20,000				
6. 固定資産取得支出	5,950,000				
7. 出資金取得支出	10,000				
8. 基本財産積立支出	6,010,000				
9. 特定資産積立支出	10,670,000				
10.雑支出	140,000				
11.会計内繰出金	140,000				
12. 予備費	172,060,000				
合計	773, 210, 000				



### ◎複式簿記への移行について

土地改良法の一部改正により、貸借対照表の作成・公表を行うことが義務付けられました。それに伴い、当土地改良区でも令和4年度より複式簿記へ移行することとなりました。複式簿記導入により、令和4年度予算につきましては、従来の各特別会計をすべて一般会計へ組み込んだ予算となっております。

複式簿記での会計処理を行い、より透明性の高い土地改良区運営を行ってまいります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 令和4年度 賦課金について

今年度の賦課金は下記のとおりです。

(単位:円)

賦課区分	10a当たり 賦課金	第1期	第2期	賦 課 区 分	10a当たり 賦課金	第1期	第2期
経常賦課金 一般賦課金 藤沢川・十文字地区 特別賦課金 十文字地区	5, 200 2, 600 2, 600	2,600 1,300 1,300	2,600 1,300 1,300	北部地区特別賦課金 北部全地区 今江第1地区 今江中野地区 今江内表地区 今江第3地区	500 1,500 1,500 1,700 1,000	500 1,500 750 1,700 1,000	- - 750 - -
国·県営維持管理事業賦課金 国営地区 県営地区 十文字地区特別賦課金	1,700 1,200	850 600	850 600 2,000	北部第1地区 北部第2地区 馬洗場地区 成安地区 (田) 成安地区 (畑) 三社地区	1,000 600 1,000 2,300 1,150 600	1,000 300 1,000 2,300 1,150 600	300 - - - -
明治地区特別賦課金 全地区	1, 400	700	700	   八ヶ郷地区特別賦課金			
千歳地区特別賦課金 全地区	1, 700	850	850		1, 700 1, 500 260	850 750 130	850 750 130
出羽地区特別賦課金 全地区 東地区 北道上地区	2, 200 500 500	1, 100 250 250	1, 100 250 250	南山形地区特別賦課金 南山形全地区 (田) 南山形全地区 (畑)	1, 950 1, 170	975 585	975 585
<b>久保手・北ノ原及び隔間場地区特別賦課金</b> 全地区 かんぱい地区 百花園地区	3, 000 3, 000 2, 000	1,500 1,500 1,000	1,500 1,500 1,000	黑沢頭首工維持管理 未整理地区 (田) 成沢地区 (田) 黒沢頭首工上山負担金 事業賦課金整理地 (田) 事業賦課金整理地 (畑) 事業賦課金未整理地 (田) 事業賦課金成沢地区(田)	1,170 1,950 1,755 6,910 3,400 2,040 3,400 3,060	585 975 878 3, 455 1, 700 1, 020 1, 700 1, 530	585 975 877 3, 455 1, 700 1, 020 1, 700 1, 530
出羽・明治かんぱい事業特別賦課金 全地区 (田) 全地区 (畑)	3, 500 1, 750	1, 750 875	1, 750 875	中部地区特別賦課金 県ぼ内地区(田・畑) 未整理地(田)	1,500 400	750 200	750 200
西部地区特別賦課金 西部全地区 ほ場外地区 山王頭首工上流地区	2, 500 660 310	1, 250 330 155	1, 250 330 155	長表北部・松栄地区(田・畑) 事業特別・田 事業特別・畑	4, 000 2, 500 750	2,000 1,250 375	2,000 1,250 375
池沼水利費	660	330	330	玉虫地区特別賦課金 全地区	2,500	1, 250	1, 250

<sup>※</sup> 賦課金の算出金額は1円未満切り捨てとする。

※ 賦課基準日··· 令和4年4月1日 ※ 納付期限 ··· 第2期 11月30日

## 令和4年度 各地区毎の賦課金について

経常賦課金・国県営賦課金及び各地区賦課金の集計はそれぞれ次のとおりです。 賦課金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区へお問い合わせ下さい。

(単位:円)

									(半位:17)
	地	区	各	10a当たり賦課金	f	也	区名	1	10a当たり賦課金
	十 文	字 地	区	5,200 + (地区賦課金)	北	部	地	区	8,100 + (地区賦課金)
	明 治	地	X	8,100 + (地区賦課金)	八	ケ	郷 地	区	8,100 + (地区賦課金)
	千 歳	地	区	6,900 + (地区賦課金)	南	Щ	形 地	区	8,100 + (地区賦課金)
	出 羽	地	区	8,100 + (地区賦課金)	中	部	地	区	6,900 + (地区賦課金)
	久 保 手・	隔間場:	地区	8,100 + (地区賦課金)	玉	虫	地	区	8,100 + (地区賦課金)
L	西部	地	区	8,100 + (地区賦課金)					

## 令和4年度 地区除外決済金について

今年度の地区除外決済金は下記のとおりです。農地を転用除外する場合に納付しなければなりません。

(単位:円)

	事		業	ţ	也	区			10a当たり決済金		事	-	業	地	Þ	ζ		10a当たり決済金
	1	償	却	資	産	準	備	金	91, 169		14	今	江	第	1	地	区	3,000
	2	全			地			区	432, 239		15	今	江	第	3	地	区	8,000
	3	明		治		地		区	99, 293	維	16	北	部	第	1	地	区	10,000
維	4	出		羽		地		区	176, 543		17	北	部	第	2	地	区	10,000
	5	千		歳		地		区	138, 541	持	18	馬	洗	ţ	易	地	区	10, 000
持	6	久	保	F •	隔	間。	場地	1 区	328, 785		19	南	Щ	Ħ	肜	地	区	163, 373
	7	出	羽	•	明	治	地	区	136, 398	AnAr	20	八	ケ	别	郎	地	区	150, 328
AnA-	8	+	Z	文	字	7	地	区	284, 331	管	21	中	7 1	部	‡	也	区	210, 815
管	9	西		部		地		区	106, 059		22	長	表	北	部	地	区	74, 185
	10	北		部		地		区	47, 365	理	23	中音	部地区	〔 (⋾	卡整	理地	区)	14, 359
理	11 成 安 地 区		区	113, 099		24	松	ž	栄	ţ	也	区	119, 335					
	12	今	江	卢	] :	表	地	区	10,000		25	玉	ļ	虫	ŧ	也	区	83, 979
	13	今	江	Ħ.	1	野	地	区	10,000									

## 令和4年度 各地区毎の除外決済金について

地区除外決済金を各地区毎に集計しますと、概ね次のようになります。 決済金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせ下さい。

(単位:円)

地 区 名	10a 当 た り 決 済 金
南 山 形 地 区	523,408円(全地区決済金1+2)+ 163,373円(地区決済金 19)
玉 虫 地 区	523,408円(全地区決済金1+2)+ 83,979円(地区決済金 25)
西 部 地 区 (ほ場整備内の田)	523,408円(全地区決済金1+2)+ 106,059円(地区決済金 9)
西 部 地 区(ほ場整備外の田)	523, 408円(全地区決済金1+2)
	※ ほ場整備内・外の畑については別算定となります。
久保手・北ノ原・隔間場地区	523,408円(全地区決済金1+2)+ 328,785円(地区決済金 6)
	523,408円(全地区決済金1+2)+ 47,365円(地区決済金 10)
北 部 (一般地区)	+ 当該地区維持管理決済金
	※ 当該地区維持管理決済金については、12・13・14・15・16・17・18のいずれかが加算される。
北 部 (成安地区)	523,408円(全地区決済金1+2)+ 160,464円(地区決済金 10+11)
出羽 (西地区)	523,408円(全地区決済金1+2)+ 312,941円(地区決済金 4+7)
出 羽 (東 地 区)	523,408円(全地区決済金1+2)+ 176,543円(地区決済金 4)
明 治 地 区	523,408円(全地区決済金1+2)+ 235,691円(地区決済金 3+7)
八 ヶ 郷 地 区	523,408円(全地区決済金1+2)+ 150,328円(地区決済金 20)
	523,408円(全地区決済金1+2)+ 210,815円(地区決済金 21)
中 部 地 区	+ 当該地区維持管理決済金
	※ 当該地区維持管理決済金については、22・23・24のいずれかが加算される。
千 歳 地 区	523,408円(全地区決済金1+2)+ 138,541円(地区決済金 5)
十 文 字 地 区	432,239円(全地区決済金2)+ 284,331円(地区決済金 8)

## 令和4年3月16日 午後11時36分発生 福島県沖地震 (山形市 最大震度4) 当改良区施設『国営 中央幹線用水路』に甚大な被害

当改良区管内において、最上川頭首工から取水した農業用水を送水するための国営用水路『中央幹線用水路』 (PC管の1650mm)が、被害を受けました。用水路の破損により、隣接する道路が陥没し、大量の土砂が周辺の農地へ流出するなど、これまでに無い甚大な被害となりました。その後、国・県並びに市からの指導・協力を頂きながら、5月6日、かんがい用水の通水に支障なく復旧しました。









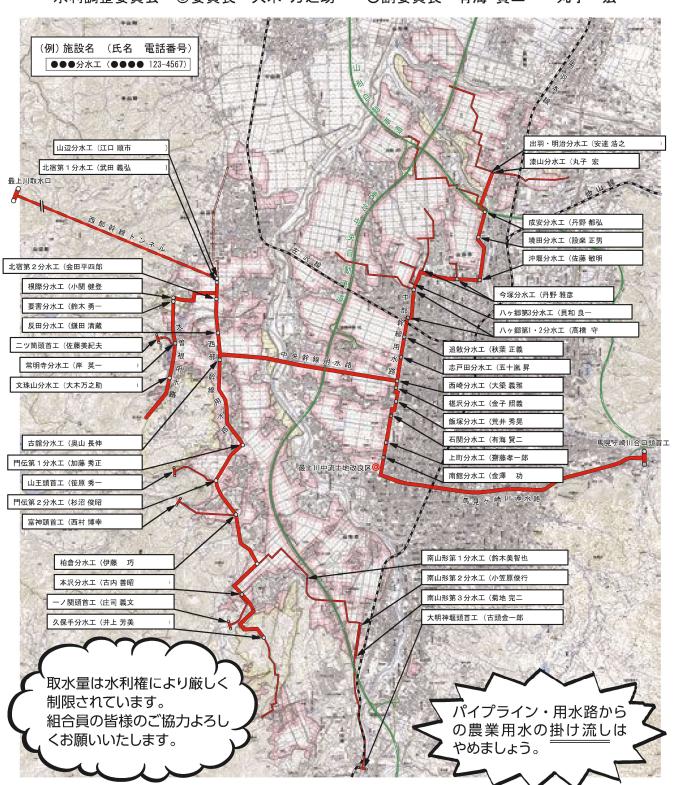


## ◇水利のご相談は水利調整委員まで◇

当土地改良区は、用水の管理にあたり限りある水の有効利用を図るために、水利調整委員会を 設置しています。水利調整をして頂く38名の各分水工等の水利調整委員は次の方々です。

組合員皆様の水利に関するご要望は、土地改良区に直接ご連絡下さっても対応できませんので、必ず下記の水利調整委員にご連絡してください。

水利調整委員会 ◎委員長 大木 万之助 ○副委員長 有海 賢二 ・ 丸子 宏



## ☆☆☆☆☆ 農業用水の **評可水利権** が更新されました ☆☆☆☆☆

(許可期限: R4.4.1~R14.3.31)

最上川中流土地改良区利水調整規程第10条により配水計画を周知いたします。 当改良区における最上川と馬見ヶ崎川からの **最大取水量等** は、次のとおりです。

期間	4月11日から	5月6日から	5月21日から	9月11日から	10月1日から 翌年の	年 間
区分	5月5日まで	5月20日まで	9月10日まで	9月30日まで		総取水量
最上川 取水口	0.738m³/s	7.823m³/s	6.568m³/s	0.678m³/s	0.631m³/s	59,680千㎡
馬見ヶ崎川 合口頭首工	1.223 m³/s	2.121 m³/s	1.464m³/s	1.223㎡/s	1.223 m³/s	39,420千㎡

(かんがい期間:5/6~9/10)

## ◇中干し期間の設定について◇

## 令和4年7月4日(月)~7月21日(木) 頃まで

~ 取水量を減らします。ご協力をお願いいたします。~

## ◇非かんがい期の通水停止について◇

非かんがい期間は、国営・県営の施設の設備点検整備のため、 水路維持用水を長期間停止する場合があります。 ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

# 節水の徹底!かけ流し厳禁!皆様のご協力お願いします。

農業用水は、河川管理者から許可された水利権の定めにより、川から取水できる水量は限られています。そのため、水利調整委員・地区管理運営委員は、組合員の皆様のご協力のもと無駄な水を流さないように分水調整を行っております。

組合員一人一人の節水の心掛けが電気料金等の軽減にも繋がりますので、より 一層の節水にご協力をお願いいたします。

## 用水路やため池は 危険がいっぱい!!



近年、農業用の水路 やため池での事故が頻 発しています。敷地内へ の無断侵入など危険な 行為は絶対にしないで 下さい。

### 【賦課金のコンビニ納付について】

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン MMK設置店(ツルハドラッグ・イオン・ウェルシア等) 全国 6 万 1 千店舗 令和4年度より、コンビニでの納付が可能となりました。



コンビニ納付の際は専用の払込票が必要となります。 ご希望の方は、当土地改良区財務課までご連絡 下さい。

### ◇◇◇土地改良区への通知義務について◇◇◇

### 忘れていませんか?

### こんな時は土地改良区へ届けましょう

### 【組合員の資格変更】

公共機関(市町、農業委員会、法務局等)及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更されません。賦課の基準は毎年4月1日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動等がありましたら、速やかに届出下さい。

- 1. 所有権や耕作権の移動(売買、賃貸借、交換)
- 2. 死亡又は生前贈与等の名義変更
- 3. 農業者年金受給のため経営移譲
- 4. 住所等の変更
- 5. 賦課金の振替口座関係の変更

### 【農地転用】(公共用地に買収された時も届出が必要)

- 1. 農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付していただきます。
- 2. 公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

### 【土地改良施設の他目的使用の届出】

土地改良施設(用排水路・農道等)を下記の目的等で使用する場合は、『土地改良施設使用許可申請書』を提出し、許可を得て使用料を納付してから使用することになります。

- 1. 雨水排水の放流
- 2. 工場等の雑排水放流
- 3. 水路への蓋(橋)掛け
- 4. 工事に伴う水路敷使用
- 5. 工事に伴う農道使用
- 6. 農地改良に伴う農道使用
- 7. 下水管、水道管、排水管等の埋設
- 8. 電柱等の設置
- 9. 宅地への通用路としての農道使用

### 注意!滞納賦課金は新組合員が継承

※ 滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条(権利義務の継承及び決済) により新組合員が滞納賦課金を支払わなければなりません。

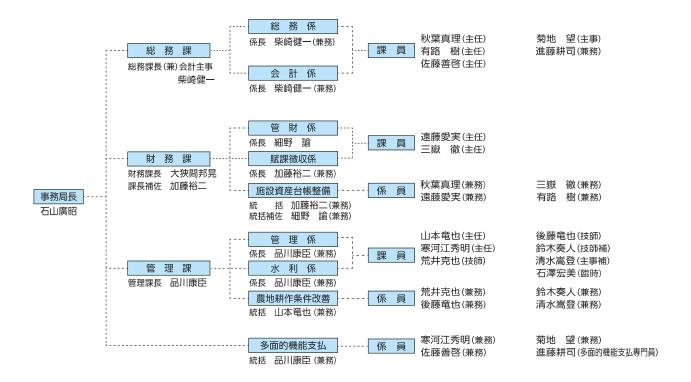
* *	五 四											
が 対 は は は は に つ に さ い さ れ に つ に の は の は に の に 。	農 有種 件 証	<ul> <li>人 一件 年額二、○○円</li> <li>(農道使用の場合)</li> <li>(農道使用の場合)</li> <li>(農道使用の場合)</li> <li>(農道使用の場合)</li> <li>(農道使用の場合)</li> <li>(農道使用の場合)</li> <li>(農道使用の場合)</li> <li>(農道使用の場合)</li> <li>(会となります。</li> <li>(会となります。)</li> <li>(会となります。</li> <li>(会となります。</li></ul>										
	農地改良に係る手数料各種証明書交付手数料	大一件 年額二、〇〇日 人一件 年額二、〇〇日 尚、組合員以外の場合は 造界の立会い 境界の立会い 境界の立会い 境界の立会い 境界の立会い 東 書 一件 一、〇〇日 一件 一、〇〇日 一件 一、〇〇日 本となります。										
II ~ ~	係一交付	<b>場合)</b> る手数料は、 て異なります) て異なります)										
	手 ○○○	<b>目的使用料</b> の場合は別 の場合は別 の場合は別 の場合は別										
<b>ります。</b> 川中流土地 わせ	种資料	9 円 <b>料</b> 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日										

## 令和4年度 地区管理運営委員会と事務局機構

当土地改良区には、10の管理運営員会と2つの維持管理運営委員会、1つの委員会があり、それぞれの地区の運営・維持管理・賦課金の督励・役員候補者の推薦などの業務を担っております。

	地区委員会	委員長(127)	副委員長(含)	地区担当職員
1	明 治	伊藤喜久雄	秋葉 俊彦	三嶽 徹 山本 竜也
2	出 羽	海和 盛行	丸子 宏 小林 康弘	遠藤 愛実 鈴木 奏人
3	千 歳	渡邉 欣—	設楽 正男	遠藤 愛実 清水 嵩登
4	北部	(代理:長岡 幸一)	長岡 幸一	菊地 望 有路 樹
5	八 ヶ 郷	前田 信雄	櫻井 俊明	佐藤 善啓 後藤 竜也
6	中部	大築 義雅	朝倉  了	寒河江秀明    荒井 克也
7	南 山 形	古頭金一郎	東海林賢治	秋葉 真理 山本 竜也
8	久保手・隔間場	井上 芳美	渡部 重順	佐藤 善啓 清水 嵩登
		31— 333°	渡邉 定芳	
9	西 1~3工区	粟野 省三	西村 博 <del>幸</del>	三嶽 徹 後藤 竜也
	部 4~6工区	来好一百二	四4.0 14十	細野 諭 有路 樹
10	玉虫	江口 順市	三浦 新一	寒河江秀明    荒井 克也
11	出羽・明治	海和 盛行	伊藤喜久雄	加藤 裕二 鈴木 奏人
12	成 沢	荒井 勲	相馬 清孝	菊地 望
13	十 文 字	髙梨 善次	村岡 好孝	秋葉 真理

◇改良区全体に関すること 事務局長 石 山 廣 昭 総務課長 柴 ◇総務・会計に関すること 崎 健 (兼)会計主事 ◇財務に関すること 財務課長 大狹間 邦 晃 ◇管理に関すること 管理課長 臣 品 Ш 康



### 多面的機能支払交付金 活動紹介

することで事業を推進してきたいと思います。

基盤整備事業が完了してから四十年以上が経過し、各

今後ともご理解ご協力を頂きながら計画的に活動を行っ な課題となっております。そのため、地域の皆さんには 種設備の老朽化が進み、更新や大規模修繕の実施が重要

能支払

沼

原 沢

南沼原グリーン守区楽夢

下 南

グリーンフィールド西崎

椹

椹沢地区ふるさと保全の会

内表みどりの会 船町みどりの会

町 沢

本沢地区豊かな地域づくり協議会

西部グリーンコミュニティ倶楽部

「柏倉」 自然を育むみんなの会

伝 倉

てまいりたいと思います。

事が山積みでありますが、限られた交付金を有効に活用

イプラインのバルブ交換など施設の維持管理に必要な工

置を行う予定です。長寿命化対策では、農道の舗装、パ

秋には水路の泥上げ、農道の簡易補修・防草シートの設

スチックなどを回収し、

毎年春には、

クリーン作戦を行い多くの空き缶やプラ

夏には農地周辺の一斉草刈り、

開水路二十九㎞、パイプライン三十二㎞、

ため池七ヶ所

治 塚 崎

超える農業者(内耕作者百十一名)、役員十三名で活動 動十五年目を迎えました。現在は、十三団体と三百名を

みどりの会さがみ」は、平成十九年に設立以来、

成 中 出

長 地

町

長町・沖八区みどりの

会 名

羽

区

組

織

見

見崎農地水の会

成安いきいき燦々水土里の会

五十嵐

恆二 さん

五十嵐恆二総代は

(享年 (江俣) 中野みどりの会 出羽自然を守る会

しています。活動範囲は、農地百四十四ね、農道十四㎞、



【防草シートの設置】



【農道の簡易補修】

小関 健登

透り盒					<b>E</b>		<b>近</b>	徂		<b>)</b>	Ę	
	内	船	本	門	柏	村	大	上	片	江	明	今
						*	曲	公	公			

沢

村木沢みどりの会

根

大曽根ふるさと創成会

柏 地 俣

上谷柏水土里育むみんなの会

片谷地みどり環境保全の会

げます。

江俣水土里の会 ふる里明治100の会 今塚水土里の会

> 日にご逝去されました。 七十四歳)令和四年二月九

上 謹

んでご冥福をお祈り申し

						E	扎	Ш		تعلا	
玉虫	相模	久保手·隔間場	下谷柏	飯塚町	中部・陣場	吉野宿	八ヶ郷・陣場	津金沢	八ヶ郷・中野	上町	志戸田
山野辺玉虫地区ふるさと保全の会	みどりの会さがみ	久保手·隔間場地域資源保全会	下谷柏みどりの会	飯塚みどり賛寿壱の会	陣場みのりの会	吉野宿水土里の会	陣場農業地域保全会	津金沢みどりの会	八ヶ郷・中野耕心会	上町わかば保全の会	志戸田水と緑の会

解とご協力の程よろしく

めてまいりたいと思います が、今後とも維持管理に努 発する昨今ではございます

組合員の皆様のご

重要性を再認識しました。 ると同時に農業用用水管の 復旧工事が間に合い安堵す

地震、

大雨等の災害が

後

12

島県沖地震で国営中央幹線 をお届けいたします。 水路に被害が出ました 三月十六日に発生した 第八九号 かんがい期開始までに 「中流だより

## 計

報